

第 17 号

令和6年度熊本県工業用水道事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 令和6年度熊本県工業用水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和6年度熊本県工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収 入		
第1款 事業収益	1,194,274千円	1,599千円	1,195,873千円
第2項 営業外収益	407,771千円	1,599千円	409,370千円
	支 出		
第1款 事業費	1,234,952千円	△3,256千円	1,231,696千円
第1項 営業費用	1,197,244千円	△3,256千円	1,193,988千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「33,586千円」を「53,550千円」に改め、「及び過年度分損益勘定留保資金19,964千円」を削り、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収 入		
第1款 資本的収入	903,453千円	693,000千円	1,596,453千円
第1項 企業債	263,000千円	441,000千円	704,000千円
第5項 補助金	153,563千円	252,000千円	405,563千円
	支 出		
第1款 資本的支出	957,003千円	693,000千円	1,650,003千円
第1項 建設改良費	409,252千円	693,000千円	1,102,252千円

（企業債）

第4条 予算第5条に定めた起債の目的に「新規工業用水道事業」を加え、起債の限度額に「441,000千円」を加える。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第5条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費 (債務負担行為)	68,859千円	△2,710千円	66,149千円

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
企業局所有施設等管理業務	令和7年度 ～令和9年度	千円 15,410
	年次別内訳	
	令和7年度	9,756
	令和8年度	1,412
	令和9年度	4,242
工業用水道事業関係業務	令和7年度	4

令和7年2月19日提出

熊本県知事 木 村 敬